

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(羅臼)
- (1) 需要場所 羅臼海上保安署陸電施設
(カナコード) ネムロカイホラス
(住所) 目梨郡羅臼町富士見町1 - 1
- (2) 業種及び用途 官公署(巡視船基地)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 60 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	199,100 kWh
月間平均使用量	16,592 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	92,900 kWh
夜間使用予定量	106,200 kWh
夜間率	53.34 %
平日使用予定量	128,900 kWh
休日使用予定量	70,200 kWh

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	80 kVA
予備発電装置(kVA)	なし kVA

(3) 契約期間

需給開始日	平成31年4月1日
契約予定期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日

(4) 電力量等の検針

検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)

(5) 需給地点

電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

(1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。

(2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。

(3) 早取料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。

(4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。

(5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。

(6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

(1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。

(2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0110340064920060004000 羅臼海上保安署陸電施設	60 kw	19,400	16,400	13,900	12,100	10,800	13,900	12,300	18,200	17,500	21,100	22,600	20,900	199,100

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(根室)
- (1) 需要場所 根室海上保安部陸電施設
(カナコード) ネムロカイジヨウホアンブリクデン
(住所) 根室市琴平町1丁目38番地
- (2) 業種及び用途 官公署(巡視船基地)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしましまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 81 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	151,300 kWh
月間平均使用量	16,811 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	68,600 kWh
夜間使用予定量	82,700 kWh
夜間率	54.66 %
平日使用予定量	97,900 kWh
休日使用予定量	53,400 kWh

(注) 上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

平成32年1月～平成32年3月は電力使用の見込みのない期間である。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	200 kVA
予備発電装置(kVA)	なし kVA

- (3) 契約期間
- | | |
|--------|----------------------|
| 需給開始日 | 平成31年4月1日 |
| 契約予定期間 | 平成31年4月1日～平成32年3月31日 |
- (4) 電力量等の検針
検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)
- (5) 需給地点
電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

- (1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。
- (2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。
- (3) 早取料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。
- (4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。
- (5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。
- (6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0110340065105065004000 根室海上保安署陸電施設	81 kw	8,900	22,600	13,600	12,000	13,400	12,800	20,900	26,000	21,100	0	0	0	151,300

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(花咲)
- (1) 需要場所 根室海上保安部花咲港陸電施設
(カナコード) ハナサキフンシツリケデン
(住所) 根室市花咲港先西浜地区公共荷捌地
- (2) 業種及び用途 官公署(巡視船基地)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしましまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 83 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	150,500 kWh
月間平均使用量	30,100 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	66,500 kWh
夜間使用予定量	84,000 kWh
夜間率	55.81 %
平日使用予定量	98,800 kWh
休日使用予定量	51,700 kWh

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

平成31年5月～平成31年11月は電力使用の見込みのない期間である。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	200 kVA
予備発電装置(kVA)	なし kVA

- (3) 契約期間
需給開始日 平成31年4月1日
契約予定期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- (4) 電力量等の検針
検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)
- (5) 需給地点
電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

- (1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。
- (2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。
- (3) 早取料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。
- (4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。
- (5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。
- (6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
0110340065017299004000 根室海上保安部咲港陸電施設	83 kw	23,600	0	0	0	0	0	0	0	0	14,300	37,200	34,400	41,000	150,500

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(釧路北ふ頭3号)

- (1) 需要場所 釧路海上保安部北ふ頭3号陸電施設
(カナコード) クシロカイジヨウホアンキタサコウ
(住所) 釧路市海運2-1
- (2) 業種及び用途 官公署(巡視船基地)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 124 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	215,300 kWh
月間平均使用量	17,942 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	-
夜間使用予定量	-
夜間率	-
平日使用予定量	137,400 kWh
休日使用予定量	77,900 kWh

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	160 kVA
予備発電装置(kVA)	なし kVA

(3) 契約期間

需給開始日	平成31年4月1日
契約予定期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日

(4) 電力量等の検針

検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)

(5) 需給地点

電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

(1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。

(2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。

(3) 早取料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。

(4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。

(5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。

(6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

(1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。

(2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0110340317201003004000 釧路海上保安部北ふ頭3号陸電施設	124 kw	31,800	13,400	4,700	3,800	9,900	13,000	6,400	22,000	10,600	53,500	9,400	36,800	215,300

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(釧路入舟ふ頭)

- (1) 需要場所 釧路海上保安部入舟陸電施設
(カナコード) クシロカイゾウホアンイリフネ
(住所) 釧路市港町1番
- (2) 業種及び用途 官公署(巡視船基地)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしましまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 208 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	558,900 kWh
月間平均使用量	46,575 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	-
夜間使用予定量	-
夜間率	-
平日使用予定量	371,000 kWh
休日使用予定量	187,900 kWh

(注)上記数値はいずれも過去3ヶ年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	300 kVA
予備発電装置(kVA)	なし kVA

- (3) 契約期間
 - 需給開始日 平成31年4月1日
 - 契約予定期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- (4) 電力量等の検針
検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)
- (5) 需給地点
電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

- (1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。
- (2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。
- (3) 早取料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。
- (4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。
契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。
- (6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0110340202001001104000 釧路海上保安部入舟陸電施設	208 kw	61,200	43,500	47,000	44,700	48,700	38,000	45,400	42,000	58,800	41,800	33,100	54,700	558,900

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(室蘭)
- (1) 需要場所 室蘭海上保安部陸電施設
(カナコード) ムロソカイジヨウホアンブ
(住所) 室蘭市築地町無番地(西3号埠頭)
- (2) 業種及び用途 官公署(巡視船基地)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 139 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	358,900 kWh
月間平均使用量	29,908 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	164,100 kWh
夜間使用予定量	194,800 kWh
夜間率	54.28 %
平日使用予定量	243,200 kWh
休日使用予定量	115,700 kWh

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	200 kVA
予備発電装置(kVA)	なし kVA

- (3) 契約期間
需給開始日 平成31年4月1日
契約予定期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- (4) 電力量等の検針
検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)
- (5) 需給地点
電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

- (1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。
- (2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。
- (3) 早取料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。
- (4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。
- (5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。
- (6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0110350106008003004000 室蘭海上保安部陸電施設	139 kw	36,100	26,200	32,500	26,000	34,800	21,200	41,700	1,200	38,300	29,700	31,700	39,500	358,900

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(広尾)
- (1) 需要場所 広尾海上保安署陸電施設
(カナコード) ヒロオカイジョウホアンショリクデン
(住所) 広尾町会所前4
- (2) 業種及び用途 官公署(巡視船基地)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 97 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	147,400 kWh
月間平均使用量	12,283 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	65,800 kWh
夜間使用予定量	81,600 kWh
夜間率	55.36 %
平日使用予定量	97,700 kWh
休日使用予定量	49,700 kWh

(注)上記数値はいずれも過去3ヶ年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	100 kVA
予備発電装置(kVA)	なし kVA

(3) 契約期間

需給開始日	平成31年4月1日
契約予定期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日

(4) 電力量等の検針

検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)

(5) 需給地点

電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

- (1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。
- (2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。
- (3) 早収料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。
- (4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。
契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。
- (6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0110346075574502024000 広尾海上保安署陸電施設	97 kw	14,200	12,100	10,800	9,300	9,700	5,800	11,700	12,200	14,100	12,500	15,700	19,300	147,400

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(稚内北ふ頭)

- (1) 需要場所 稚内海上保安部北埠頭陸電施設
(カナコード) ワッカナイカイジヨウホアンブ キタフト
(住所) 稚内市開運1-1-1
- (2) 業種及び用途 官公署(巡視船基地)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 189 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	366,700 kWh
月間平均使用量	30,558 kWh
平均力率	93 %
昼間使用予定量	167,600 kWh
夜間使用予定量	199,100 kWh
夜間率	54.30 %
平日使用予定量	238,400 kWh
休日使用予定量	128,300 kWh

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	250 kVA
予備発電装置(kVA)	なし kVA

(3) 契約期間

需給開始日	平成31年4月1日
契約予定期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日

(4) 電力量等の検針

検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)

(5) 需給地点

電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

(1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。

(2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。

(3) 早取料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。

(4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。

(5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。

(6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

(1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。

(2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0119729708309235204000 稚内海上保安部北埠頭陸電施設	189 kw	32,200	33,600	11,500	39,800	24,900	11,900	18,700	47,500	15,700	47,800	39,400	43,700	366,700

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(紋別)
- (1) 需要場所 紋別海上保安部陸電施設
(カナコード) モンベツカイジヨウホアンブ
(住所) 紋別市新港町2丁目
- (2) 業種及び用途 官公署(巡視船基地)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 43 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	92,700 kWh
月間平均使用量	7,725 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	45,700 kWh
夜間使用予定量	47,000 kWh
夜間率	50.70 %
平日使用予定量	63,400 kWh
休日使用予定量	29,300 kWh

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	100 kVA
予備発電装置(kVA)	なし kVA

(3) 契約期間

需給開始日	平成31年4月1日
契約予定期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日

(4) 電力量等の検針

検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)

(5) 需給地点

電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

(1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。

(2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。

(3) 早収料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。

(4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。

(5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。

(6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

(1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。

(2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0119729713201900004000 紋別海上保安部陸電施設	43 kw	9,300	10,000	7,100	9,700	10,400	200	8,700	10,000	11,600	6,500	200	9,000	92,700

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(網走)
- (1) 需要場所 網走海上保安署陸電施設
(カナコード) アハシカイジヨウホアンショ
(住所) 網走市港町1丁目1番
- (2) 業種及び用途 官公署(巡視船基地)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 53 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	112,700 kWh
月間平均使用量	9,392 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	56,000 kWh
夜間使用予定量	56,700 kWh
夜間率	50.31 %
平日使用予定量	73,400 kWh
休日使用予定量	39,300 kWh

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	65 kVA
予備発電装置(kVA)	なし kVA

(3) 契約期間

需給開始日	平成31年4月1日
契約予定期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日

(4) 電力量等の検針

検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)

(5) 需給地点

電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

(1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。

(2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。

(3) 早収料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。

(4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。

(5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。

(6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

(1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。

(2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0119729716134090014000 網走海上保安署陸電施設	53 kw	11,400	10,900	11,400	11,600	12,400	11,100	9,300	2,800	11,300	9,200	300	11,000	112,700

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(留萌)
- (1) 需要場所 留萌海上保安部陸電施設
(カナコード) ルモイカイジヨウホアンブリクテン
(住所) 留萌市明元町1丁目
- (2) 業種及び用途 官公署(巡視船基地)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしましまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 45 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	135,900 kWh
月間平均使用量	11,325 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	64,100 kWh
夜間使用予定量	71,800 kWh
夜間率	52.83 %
平日使用予定量	91,000 kWh
休日使用予定量	44,900 kWh

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	50 kVA
予備発電装置(kVA)	なし kVA

- (3) 契約期間
需給開始日 平成31年4月1日
契約予定期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- (4) 電力量等の検針
検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)
- (5) 需給地点
電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

- (1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。
- (2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。
- (3) 早取料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。
- (4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。
- (5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。
- (6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0119729728309004004000 留萌海上保安部陸電施設	45 kw	10,600	9,800	8,500	13,900	13,700	9,000	11,200	13,200	16,200	12,400	2,700	14,700	135,900

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(函館万代ふ頭)

- (1) 需要場所 函館海上保安部万代埠頭陸電施設
(カナコード) ハコダテカイジヨウホアンブマンダイトウ
(住所) 函館市万代町19番地先
- (2) 業種及び用途 官公署(巡視船基地)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしましまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 123 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	252,600 kWh
月間平均使用量	21,050 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	129,200 kWh
夜間使用予定量	123,400 kWh
夜間率	48.85 %
平日使用予定量	169,900 kWh
休日使用予定量	82,700 kWh

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	110 kVA
予備発電装置(kVA)	なし kVA

(3) 契約期間

需給開始日	平成31年4月1日
契約予定期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日

(4) 電力量等の検針

検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)

(5) 需給地点

電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

(1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。

(2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。

(3) 早収料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。

(4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。

(5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。

(6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

(1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。

(2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0110360202719001004000 函館海上保安部万代埠頭陸電施設	123 kw	28,100	25,900	21,500	9,500	17,300	18,300	17,000	400	33,400	400	29,100	51,700	252,600

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(函館西ふ頭)

- (1) 需要場所 函館海上保安部西埠頭陸電施設
(カナコード) ハコダテカイジヨウホアソブニシタウ
(住所) 函館市弁天町31番1
- (2) 業種及び用途 官公署(巡視船基地)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 81 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	186,600 kWh
月間平均使用量	15,550 kWh
平均力率	86 %
昼間使用予定量	83,700 kWh
夜間使用予定量	102,900 kWh
夜間率	55.14 %
平日使用予定量	121,800 kWh
休日使用予定量	64,800 kWh

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	100 kVA
予備発電装置(kVA)	なし kVA

(3) 契約期間

需給開始日	平成31年4月1日
契約予定期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日

(4) 電力量等の検針

検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)

(5) 需給地点

電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

- (1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。
- (2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。
- (3) 早収料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。
- (4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。
契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。
- (6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0110360100431001004000 函館海上保安部西埠頭陸電施設	81 kw	15,600	21,500	10,000	12,700	15,600	9,500	15,900	15,100	18,700	26,900	6,800	18,300	186,600

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(床潭受信所)

- (1) 需要場所 床潭受信所
(カナコード) カイホトコタンジュンジョ
(住所) 厚岸郡厚岸町床潭350-9
- (2) 業種及び用途 官公署(送信所・中継施設等)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしましまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 3 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	14,700 kWh
月間平均使用量	1,225 kWh
平均力率	99 %
昼間使用予定量	7,700 kWh
夜間使用予定量	7,000 kWh
夜間率	47.62 %
平日使用予定量	-
休日使用予定量	-

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	10 kVA
予備発電装置(kVA)	10 kVA

(3) 契約期間

需給開始日	平成31年4月1日
契約予定期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日

(4) 電力量等の検針

検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)

(5) 需給地点

電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

(1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。

(2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。

(3) 早収料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。

(4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。

(5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。

(6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

(1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。

(2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0110340063251045016000 床潭受信所	3 kw	1,200	1,300	1,200	1,300	1,300	1,200	1,300	1,200	1,200	1,200	1,100	1,200	14,700

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(函館基地)

- (1) 需要場所 函館航空基地
(カナコード) ハコダテコウクキチ
(住所) 函館市赤坂町65-1
- (2) 業種及び用途 官公署(航空基地)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 44 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	121,400 kWh
月間平均使用量	10,117 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	-
夜間使用予定量	-
夜間率	-
平日使用予定量	86,000 kWh
休日使用予定量	35,400 kWh

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	100 kVA
予備発電装置(kVA)	10 kVA

- (3) 契約期間
需給開始日 平成31年4月1日
契約予定期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- (4) 電力量等の検針
検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)
- (5) 需給地点
電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

- (1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。
- (2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。
- (3) 早収料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。
- (4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。
- (5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。
- (6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0110360093701300004000 函館航空基地	44 kw	9,600	9,600	8,600	9,900	9,600	6,900	9,500	11,400	11,600	11,400	11,800	11,500	121,400

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(釧路基地)

- (1) 需要場所 釧路航空基地
(カナコード) カイジョウホアンクシロクウキチ
(住所) 釧路市鶴丘2
- (2) 業種及び用途 官公署(航空基地)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしましまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 48 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	118,600 kWh
月間平均使用量	9,883 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	-
夜間使用予定量	-
夜間率	-
平日使用予定量	80,700 kWh
休日使用予定量	37,900 kWh

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	150 kVA
予備発電装置(kVA)	75 kVA

- (3) 契約期間
需給開始日 平成31年4月1日
契約予定期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- (4) 電力量等の検針
検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)
- (5) 需給地点
電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

- (1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。
- (2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。
- (3) 早取料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。
- (4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。
- (5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。
- (6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0110340062970028014000 釧路航空基地	48 kw	9,000	8,000	8,000	8,900	8,900	6,100	8,700	9,900	12,800	13,800	12,700	11,800	118,600

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(千歳基地)

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 需要場所 | 千歳航空基地 |
| (カナコード) | カイホ トセコウクキチ |
| (住所) | 千歳市平和無番地 |
| (2) 業種及び用途 | 官公署(航空基地) |
| (3) 契約方式 | 単価契約 |

2. 一般事項

- 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしまたは利用してはならない。
- 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 92 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	185,100 kWh
月間平均使用量	15,425 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	-
夜間使用予定量	-
夜間率	-
平日使用予定量	127,400 kWh
休日使用予定量	57,700 kWh

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	125 kVA
予備発電装置(kVA)	6 kVA

- (3) 契約期間
需給開始日 平成31年4月1日
契約予定期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- (4) 電力量等の検針
検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)
- (5) 需給地点
電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

- (1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。
- (2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。
- (3) 早取料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。
- (4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。
- (5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。
- (6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0110335109795501004000 千歳航空基地	92 kw	14,800	12,600	10,000	11,700	11,700	9,600	12,900	16,600	21,000	22,900	22,800	18,500	185,100

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(留萌港湾合庁)

- (1) 需要場所 留萌港湾合同庁舎
(カナコード) ルモイコウワノゴウトウチョウシヤ
(住所) 留萌市大町3丁目37
- (2) 業種及び用途 官公署
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 26 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	68,700 kWh
月間平均使用量	5,725 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	-
夜間使用予定量	-
夜間率	-
平日使用予定量	51,500 kWh
休日使用予定量	17,200 kWh

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	60 kVA
予備発電装置(kVA)	15 kVA

- (3) 契約期間
需給開始日 平成31年4月1日
契約予定期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- (4) 電力量等の検針
検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)
- (5) 需給地点
電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

- (1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。
- (2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。
- (3) 早取料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。
- (4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。
- (5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。
- (6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0119729728205001014000 留萌港湾合同庁舎	26 kw	5,600	5,300	5,100	5,200	5,400	4,400	5,100	6,200	6,900	6,800	6,200	6,500	68,700

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(根室港湾合庁)

- (1) 需要場所 根室港湾合同庁舎
(カナコード) ネムロウワノゴウトウチョウシヤ
(住所) 根室市琴平町1-38
- (2) 業種及び用途 官公署
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 32 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	90,700 kWh
月間平均使用量	7,558 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	-
夜間使用予定量	-
夜間率	-
平日使用予定量	63,500 kWh
休日使用予定量	27,200 kWh

(注) 上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	80 kVA
予備発電装置(kVA)	63 kVA

- (3) 契約期間
- | | |
|--------|----------------------|
| 需給開始日 | 平成31年4月1日 |
| 契約予定期間 | 平成31年4月1日～平成32年3月31日 |
- (4) 電力量等の検針
検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)
- (5) 需給地点
電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

- (1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。
- (2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。
- (3) 早取料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。
- (4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。
- (5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。
- (6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0110340065105062004000 根室港湾合同庁舎	32 kw	7,600	6,900	6,500	6,500	6,600	5,000	7,600	7,900	8,900	9,300	8,800	9,100	90,700

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(釧路港湾合庁)

- (1) 需要場所 釧路港湾合同庁舎
(カナコード) クシロウワノコウトウチョウシヤ
(住所) 釧路市南浜町5-9
- (2) 業種及び用途 官公署
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 52 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	170,300 kWh
月間平均使用量	14,192 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	-
夜間使用予定量	-
夜間率	-
平日使用予定量	117,800 kWh
休日使用予定量	52,500 kWh

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	175 kVA
予備発電装置(kVA)	100 kVA

(3) 契約期間

需給開始日	平成31年4月1日
契約予定期間	平成31年4月1日～平成32年3月31日

(4) 電力量等の検針

検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)

(5) 需給地点

電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

(1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。

(2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。

(3) 早収料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。

(4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。

(5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。

(6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

(1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。

(2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0110340315005009004000 釧路港湾合同庁舎	52 kw	14,800	14,100	12,300	12,900	13,400	10,900	14,200	14,600	16,300	16,000	14,900	15,900	170,300

仕 様 書

第一管区海上保安本部

1. 契約件名 電気買入(釧路埼灯台)

- (1) 需要場所 釧路埼灯台
(カナコード) クシロサキトウダイ
(住所) 釧路市米町2-9-15
- (2) 業種及び用途 官公署(送信所・中継施設等)
- (3) 契約方式 単価契約

2. 一般事項

- (1) 本契約は電気事業法その他関係法令に従い、第一管区海上保安本部の管理する諸施設の電気を供給するもので、会計その他会計諸例規及び第一管区海上保安本部入札見積者心得による。
- (2) 本契約により知り得た情報は第三者に漏らしまたは利用してはならない。
- (3) 本契約仕様書に特段の定めのない事項については、北海道内の一般電気事業者の定める電力契約標準約款(高圧)(以下「一般標準約款」という。)による。

3. 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)標準周波数、電気方式

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
電気方式	1回線受電

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

予定契約電力(kw) 16 kw

(予定契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力であり、過去1年間の30分毎の需要電力の最大値とし、実績に応じ変動することができるものとする。(いわゆる「デマンド契約」)

上記実績値の算出方法は、一般標準約款によるものか、同約款より官に有利な算出方法であること。)

予定使用電力量	80,100 kWh
月間平均使用量	6,675 kWh
平均力率	100 %
昼間使用予定量	-
夜間使用予定量	-
夜間率	-
平日使用予定量	53,200 kWh
休日使用予定量	26,900 kWh

(注)上記数値はいずれも平成29年及び同30年の実績値、又は実績に基づく計算値。

(なお、提供できるデータがない項目は記載していない。)

「休日」とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日とし、それ以外を「平日」とする。

「昼間」「夜間」の別は一般標準約款によるものとする。

受電設備等

受電設備容量(kVA)	47 kVA
予備発電装置(kVA)	25 kVA

- (3) 契約期間
需給開始日 平成31年4月1日
契約予定期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日
- (4) 電力量等の検針
検針に必要な機器は受注者側で準備すること。(機器交換工事作業を含む)
- (5) 需給地点
電気供給者(振替供給者を含む)と上記需要場所の電気設備との接続点。
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ。

4. 支払条件等

- (1) 電気使用后、毎月払いを原則とする。
- (2) 各月の使用量算定は検針日を基準とする。
- (3) 早取料金等により安価な価格を提示する場合は、一般標準約款と同等またはより官に有利な場合に限る。
- (4) 燃料費調整(為替レート、燃料単価変動に伴う料金調整)は、一般標準約款と同様とすること。
- (5) 契約業者が第一管区海上保安本部と契約締結する電気供給契約が他にある場合、電気料金請求は複数口契約をまとめて請求できるものとし、その場合は、契約件名又はカナコード等により該当契約を明示すること。
- (6) 入札金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

5. その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、一般標準約款を基準とし、それによりがたい場合は双方協議の上決定する。
- (2) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
消費税及び地方消費税の額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
契約条件等により、他に定めがある場合は、双方協議の上その定めるところによるものとする。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

参考:月別予定使用電力

供給地点特定番号 需要場所	予定契約 電力	月別予定使用電力量 (kwh)												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0110340204209001014000 釧路埼灯台	16 kw	6,900	6,300	5,800	5,800	5,700	5,300	6,200	6,600	8,100	8,200	7,400	7,800	80,100